(ウ)　北緯三二度四八分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒
　　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月三日（予備、同月四日及び同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度一〇分一二秒
　　東経一四〇度二六分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月九日（予備、同月十日から同月十五日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦七隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月九日（予備、同月十日から同月十二日までの間）の〇七〇〇から一六三〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦五隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月十日から同月十二日までの間（予備、同月十三日から同月十五日までの間）、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒
　　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十一隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月十三日（予備、同月十四日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月十日（予備、同月十一日から同月十六日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒
　　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒
　　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月二十六日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月十日（予備、同月十一日から同月十六日までの間）の〇六〇〇から一八三〇まで